

#水島朝穂 東京新聞への直言 #高市政権

紙の新聞だから伝わることがある 「国会の創痕」を歴史に刻んだ日〈水島朝穂 東京新聞への直言〉

2026年7月30日 14時00分

有料会員限定記事

コメント 0

あとで読む



7月21日付朝刊1面左下の「東京新聞発行3万号」という小さな囲み記事が目に残った。12、13面の見開きでは「伝え続けた激動の84年」と題し、本紙の歩みを振り返っている。

◆30年後、紙の新聞は存在しているだろうか

本紙誕生から9カ月後の1943年7月1日、東京都制が施行され、東京府と東京市が廃止された。政府が戦争遂行のため都市行政の効率化を図ることが狙いだった。東京新聞は、戦時下の東京都政とほぼ時を同じくして生まれたのである。特集では「街と歩み3万号」という視点から、「首都圏の地元紙」として果たしてきた役割についても振り返る。日頃あまり意識することはなかったが、この機会に改めて本紙のレゾンデートル（存在理由）について考えさせられた。

関連して22面には、「新聞の未来育む森」と題する企画が掲載されていた。新聞用紙の原料となる木材資源に着目し、富士山麓の日本製紙社有林で植樹を行いながら、森林資源の価値や環境保全のあり方を考える取り組みである。「新聞の森」を育てていく30年単位の長期プロジェクトで、小見出しには「2026（3万号）→205X（4万号）」と記されていた。

だが、その頃まで紙の新聞は存在しているだろうか、とも思った。本紙は2024年8月末で東京23区を除く地域への夕刊配達を終了した。多摩地域に住む私は、全国紙の夕刊と読み比べることができなくなった。米国ほど急激ではないにせよ、紙の新聞を取り巻く環境は厳しさを増している。いずれ朝刊の紙版さえ姿を消す日が来るのだろうか。

紙の新聞には特別な思いがある。40年間、学生たちに紙の新聞を読むよう勧めながら授業を行ってきた。また、かつてNHKラジオ第1放送の「新聞を読んで」のレギュラーを14年間務めたこともあった。現在、新聞は全国紙も含めて高齢層や熱心な読者に支えられているが、読者の中心がデジタル版へ移っていく流れは避けられないのかもしれない。それでも私は、紙の新聞ができるだけ長く存続してほしいと願っている。

◆政権運営は「国難レベル」 異常さを記録した朝刊1面

今月は特にその思いを強くした。デジタルにはない、「その日の1面から始まる紙面の劇場」とでもいうべき魅力があるからだ。紙の新聞の強みは、1面トップの扱いや見出しの大きさによって、その日に起きた出来事の重要度や社会的影響の大きさを視覚的に示せることにある。読者は紙面全体を見渡すことで、ニュースの重みづけを直感的に理解できる。

とりわけ今月は、本来ならその都度1面トップを飾るような重要法案が、個々の野党議員の奮闘はあったものの、十分な「与野党の攻防」を経ることなく次々に成立していった。

なかでも7月18日付朝刊1面は、「国会の創痕（そうい）」を記録した紙面として歴史に残るのではないかと思う。デジタル配信だけでは、その異常さをここまで視覚的に伝えることは難しい。



7月18日付の東京新聞朝刊1面（一部画像処理）

この日の本紙1面トップは「[改正皇室典範成立 政権都合押し切る](#)」。肩には「[国旗損壊罪法も『違憲性』審議尽くさず](#)」、1面中央には「[再審見直し成立 戦後初 冤罪\(えんざい\)早期救済に課題](#)」が配されていた。本紙の1面当番デスクは、この紙面構成に相当苦心したに違いない。

皇室典範改正については[6月の本欄](#)でも触れたが、法案成立にあたっての本紙18日付社説「[象徴天皇制揺るがす暴挙](#)」と読売新聞社説「[象徴天皇制の根幹傷つけた](#)」と、珍しく危機感で一致していたのが印象に残った。それだけ高市早苗首相の政権運営が「国難」レベルに至っている証左だろう。

この日に成立した「国旗損壊罪」創設法についても触れておきたい。2012年、自民党は国旗損壊罪を刑法に組み込む法案を提出したが、成立には至らず廃案となった。提案者の一人だった高市早苗議員にとっては長年の「悲願」であり、首相就任後、その実現に強い意欲を示してきたのであろう。

◆元軍人の言葉に思う、表現の自由と高市首相

しかし、この法案は当初から法理上の困難を抱えていた。外国国章損壊等罪（刑法92条）の保護法益は、外国との外交関係の維持にある。同条は外国政府の請求がなければ公訴を提起できないと定めており（同2項）、国家間の関係保護を目的とする特殊な犯罪類型である。したがって、これをそのまま日本国旗に当てはめることはできない。かりに日本国旗の損壊を犯罪として刑法に位置づけるのであれば、そもそも何を保護法益とするのかを明確にしなければならない。刑事罰は国家が発動する最も強力な制裁であり、その正当化には厳格な理由づけが求められるからである。

ところが国会審議では、「お子さまランチの旗」や「Tシャツに描かれた日の丸」は対象になるのかといった議論が繰り返され、構成要件の輪郭の曖昧さが最後まで拭えなかった。

本来であれば、こうした問題は内閣法制局による厳格な審査を通じて吟味される。ところが今回は議員立法という形式が採られたため、そうしたチェックを十分に経ないまま特別刑法として成立した（衆議院法制局は甘い！）。表現の自由との緊張関係を考えれば、違憲の疑いは濃厚であると言わざるを得ない。実際に起訴事案が生じれば、裁判所が法令違憲の判断を下す可能性も十分考えられる。

[本紙7月14日付社会面トップ](#)は、トランプ大統領が「国旗焼却訴追令」を発した直後、それに抗議してホワイトハウス前で星条旗を焼却した元軍人を取り上げた。本紙ワシントン特派員による直接取材である。アメリカでは、連邦最高裁が国旗の焼却や損壊を憲法修正第1条の表現の自由によって保障される行為と位置づけており、この元軍人も結局は訴追されなかった。

記事は元軍人のこんな言葉で締めくくられていた。「**重要なのは、国旗を燃やす行為を含めて表現の自由が守られること。国に欠点があれば正すために力を尽くす人こそが愛国者だ**」と。国旗を敬う自由は尊重されなければならないが、同時に、国旗を批判や抗議の対象とする自由もまた、この社会の根幹をなす価値である。民主主義の試金石は、拍手や賛同の表現ではなく、不快で耳障りな表現に対しても自由を認められるかどうかにある。それは高市首相が最も苦手とするところだろう。

7月24日夜、「副首都」構想関連法が参議院において、わずか2票差で可決・成立した。「大阪都構想」という、憲法の地方自治条項との関係で重大な疑念のある党派的構想が法律となったのに等しい。これは、東京新聞の誕生から84年目の夏のことだった。



「国旗損壊罪」創設法案を可決した参院内閣委＝7月16日、国会で（佐藤哲紀撮影）



参院本会議で行われた「副首都」構想関連法案の採決の投票結果を示す電光掲示板＝7月24日、国会で（佐藤哲紀撮影）



前回の「直言」で書いたことは…

[「立法府の総意」とは何か 国会を押し通す「多数」の根拠が歪んでいたら](#)

水島朝穂（みずしま・あさほ） 1953年、東京都府中市生まれ。早稲田大名誉教授。憲法・法政策論。1997年から2011年までNHKラジオ第1放送「新聞を読んで」のレギュラーを務める。「憲法の動態的探究－『規範』の実証」（日本評論社）など著書多数。1997年から[ホームページ「平和憲法のメッセージ」](#) [🔗](#) を29年間更新中。

【関連記事】[「国旗だからと焼却を批判するのは偽善者だ」…退役軍人はなぜ国旗を燃やし、拘束されたのか](#)

【関連記事】[「数の力」と「国会軽視」で波乱の5カ月を乗り切った 高市首相、冗舌と曖昧な説明を使い分けて](#)



なるほど！
0



大切だね
0



もやもや…
0



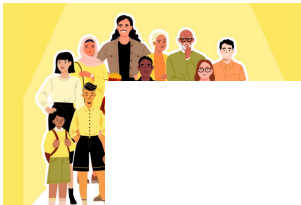
もっと知りたい
0

カテゴリーをフォローする

+ 水島朝穂 東京新聞への直言

+ 高市政権





子どもと「性」の



大学、とびのびと



新しい絆はここから



豆! 豆! ト